

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成30年6月20日

担 当	東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 降幡 勇一 需給調整事業第二課長補佐 鳥谷部 裕 主任需給調整指導官 野上 浩一
	電話 03-3452-1474 FAX 03-3452-5361

## 民間人材ビジネスに対する指導監督状況をとりとめました ～ 延べ2,918事業所に指導監督を実施、3事業主に対して行政処分 ～

東京労働局（局長：前田芳延）は、平成29年度における民間人材ビジネス（労働者派遣事業、職業紹介事業、請負事業等）に係る指導監督状況をとりとめましたので、公表します。

### <平成29年度指導監督の概要>

#### 【行政処分】

- ☆ 悪質な法令違反により、労働者派遣元事業所3事業主に対して事業停止命令などの行政処分を実施しました。

#### 【行政指導】

- ☆ 労働者派遣事業延べ2,056事業所、職業紹介事業延べ490事業所、請負事業等延べ372事業所（計延べ2,918事業所）に対して、指導監督を実施しました。（表1参照）
- ☆ 指導監督を行った事業所のうち、労働者派遣事業については59.0%、職業紹介事業については42.2%の事業所に対して、是正指導を実施しました。（表3参照）

## I 行政処分の実施状況

平成 29 年度は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 73 号。以下「労働者派遣法改正法」という。)に基づき、3事業主に対して行政処分を行いました。

- ・労働者派遣事業改善命令(労働者派遣法第 49 条第 1 項)……………4 件
- ・労働者派遣事業停止命令(労働者派遣法改正法附則第 6 条第 5 項)…1 件

	事業区分	処分理由	処分内容	処分日
1	労働者派遣 1事業主	他者が雇用する労働者を業務委託と称する契約により受け入れ、別の企業に労働者派遣を行った。	改善命令	平成29年7月18日
	(旧)特定労働者派遣 1事業主	他者が雇用する労働者を業務委託と称する契約により受け入れ、IT サービス提供会社に労働者派遣を行った。	改善命令 事業停止命令 1カ月	
2	(旧)特定労働者派遣 2事業主	他者が雇用する労働者を業務委託と称する契約により受け入れ、IT サービス提供会社に労働者派遣を行った。	改善命令 2件	平成29年7月18日

※上記2の事案のうち1事業主については、1と同一事業所。

※ 労働者派遣法の改正により、平成 27 年 9 月 30 日から、一般、特定労働者派遣事業の区分がなくなり、全て許可制による労働者派遣事業となっています。

なお、(旧)特定労働者派遣事業については、平成 30 年 9 月 29 日までの間、引き続き常時雇用される労働者だけを対象とした労働者派遣事業を行うことができます。

## II 行政指導の実施状況

表 1 指導監督実施した延べ事業所数

	平成 29 年度	平成 28 年度	対前年度比
計	2,918 件	2,640 件	10.5%
うち労働者派遣事業	2,056 件	1,650 件	24.6%
うち請負事業	348 件	346 件	0.6%
うち職業紹介事業	490 件	622 件	▲21.2%
うちその他(募集等)	24 件	22 件	9.1%

表 2 是正指導を行った延べ事業所数

	平成 29 年度	平成 28 年度	対前年度比
計	1,639 件	1,557 件	5.3%
うち労働者派遣事業	1,213 件	1,195 件	1.5%
うち請負事業	204 件	183 件	11.5%
うち職業紹介事業	207 件	175 件	18.3%
うちその他(募集等)	15 件	4 件	275.0%

表 3 是正指導率

	平成 29 年度	平成 28 年度	対前年度比
計	56.2%	59.0%	▲2.8P
うち労働者派遣事業	59.0%	72.4%	▲13.4P
うち請負事業	58.6%	52.9%	5.7P
うち職業紹介事業	42.2%	28.1%	14.1P
うちその他(募集等)	62.5%	18.2%	44.3P

表 4 主な指導内容

(1) 労働者派遣事業に関するもの

① 派遣元事業主に対する指導内容

○就業条件の明示（労働者派遣法第 3 4 条第 1 項）	・就業条件の明示がなされていない、あるいは明示の内容に不備がある。
○派遣元管理台帳（労働者派遣法第 3 7 条第 1 項）	・派遣元管理台帳の記載内容に不備がある。
○労働者派遣契約（労働者派遣法第 2 6 条第 1 項）	・労働者派遣契約の内容に不備がある。
○派遣先への通知（労働者派遣法第 3 5 条第 1 項）	・派遣元事業主から派遣先へ通知する内容に不備がある。
○マージン率等の情報提供（労働者派遣法第 2 3 条第 5 項）	・派遣労働者に対し、マージン率等の情報提供が正しく行われていない。

② 派遣先に対する指導内容

○派遣先管理台帳（労働者派遣法第42条第1項）
・派遣先管理台帳の記載内容に不備がある。
○労働者派遣契約（労働者派遣法第26条第1項）
・労働者派遣契約の内容に不備がある。

(2) 請負業者、発注者に対する指導内容

○労働者供給事業（職業安定法第44条）
・請負契約と称して、実態は労働者を供給又は受け入れている。
○労働者派遣契約等（労働者派遣法第26条第1項等）
・労働者派遣の実態にも関わらず、労働者派遣契約を適正に締結していない。
・派遣元、派遣先管理台帳を備えていない。

(3) 職業紹介事業者に対する指導内容

○労働条件の明示（職業安定法第5条の3第1項）
・求職者に対して業務の内容、労働契約の期間などを正しく明示していない。
○帳簿書類の備付け（職業安定法第32条の15）
・求人求職管理簿が作成されていない、あるいは記載すべき事項が記載されていない。
○取扱職種の範囲等の明示（職業安定法第32条の13）
・取扱職種の範囲を明示していない。
・手数料、苦情の処理に関する事項などを正しく明示していない。

### Ⅲ 法制度の周知状況

法制度の周知を図るため、派遣元事業主、派遣先などを対象に研修会及びセミナーを下表のとおり開催した。

対 象	実施回数（回）	出席人員（人）
派遣元事業主	86	6,118
派遣先	10	504
職業紹介事業者	48	2,072
労働者	8	236
その他（関係団体等）	14	753
合 計	166	9,683

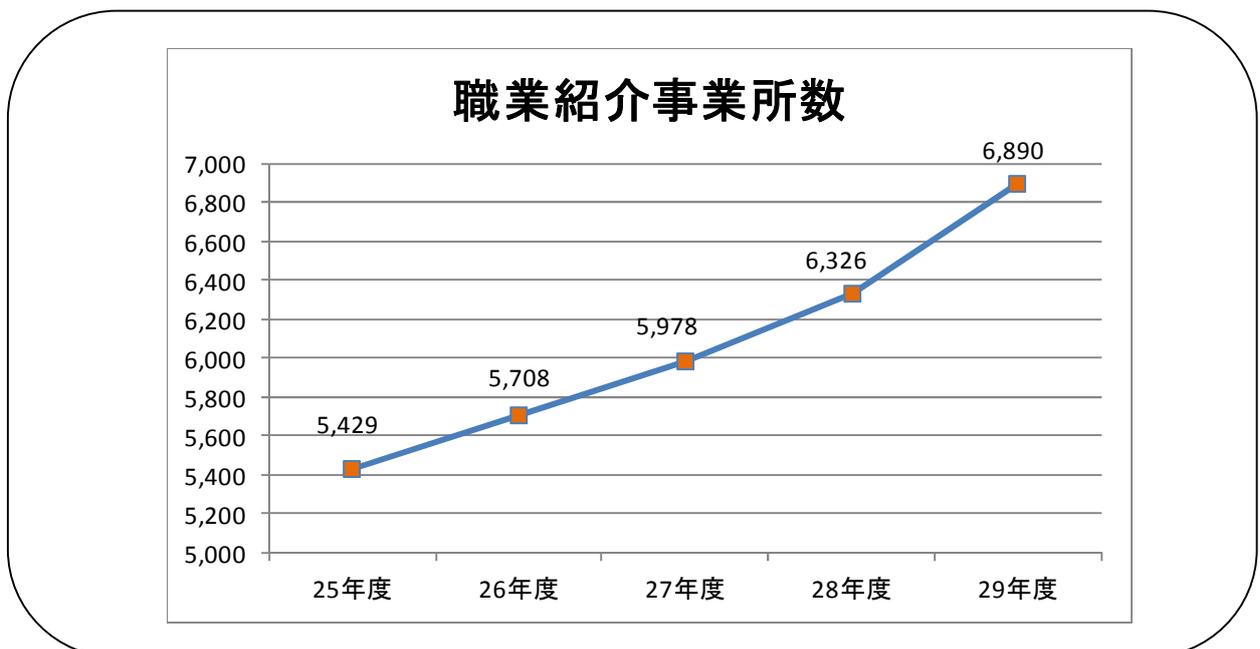
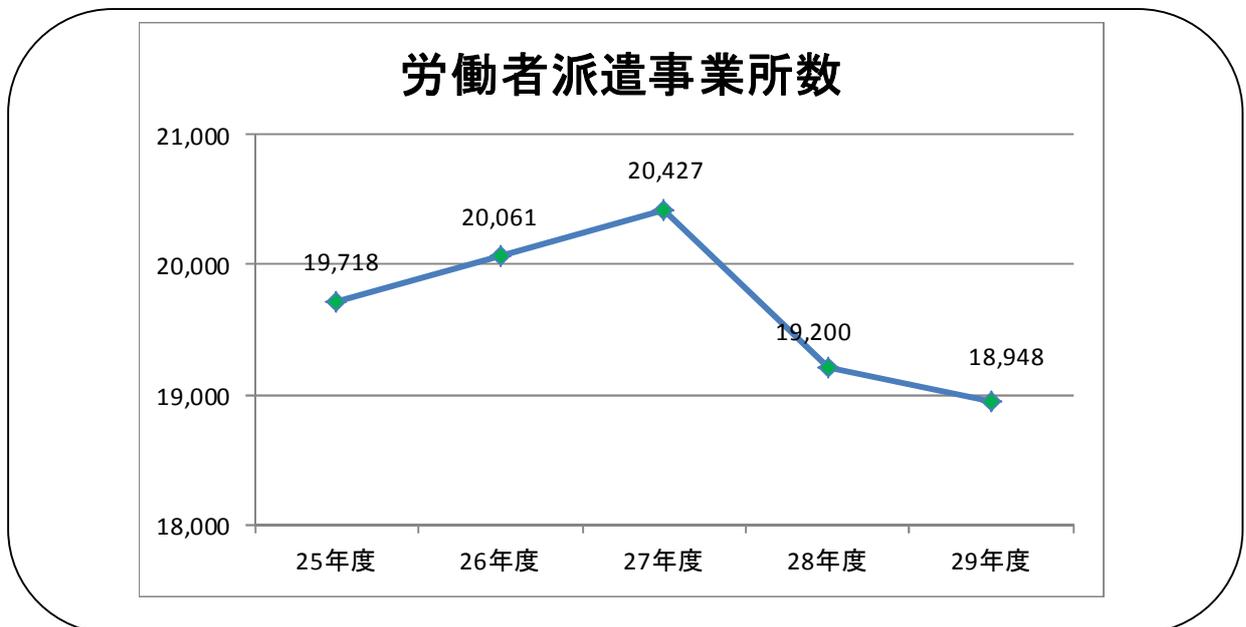
※上記のほか、改正職業安定法説明会を実施。

8回開催、2,677社 3,504人参加

## IV 平成 30 年度の指導監督方針のポイント

- 労働者派遣事業の適正な運営を確保するため、派遣労働者、派遣元事業主、派遣先に対し、積極的に法制度の周知を図るとともに、派遣期間の制限、派遣労働者の雇用安定措置、キャリアアップ措置など、改正労働者派遣法の施行状況を確認します。  
また、職業紹介の機能強化や求人情報等の適正化等を内容とする改正職業安定法について、積極的に周知、広報に取り組み、円滑な施行に努めます。
- 悪質な違反を行った事業者や違反を繰り返す事業者、いわゆる偽装請負を行う事業者に対しては、行政処分、勧告・公表を含む厳正な指導監督を実施します。  
さらに、今後、(旧)特定労働者派遣事業の経過措置の終了に伴い、請負への切替えを行う派遣元事業主及び派遣先の増加が見込まれることから、労働者派遣契約に引き続き派遣先を発注者として請負に移行したものについては、臨検指導を実施します。

### <参考:東京労働局管内許可届出事業所数の推移>



※事業所数は、各年度末現在